㋐　挨拶をする
㋑　相づちを打つ
(ｲ)　気持ちを伝える
㋐　礼を言う
㋑　褒める
(ｳ) 相手の行動を促す
㋐　質問する

〔その他の外国語〕
その他の外国語については，外国語の２の内容の〔英語〕に準じて指導を行うものとする。

3　指導計画の作成と内容の取扱い
(1) 外国語科においては，英語を履修させることを原則とすること。
(2) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
ア　単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，具体的課題等を設定し，生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら，コミュニケーションの目的や場面，状況などを意識して活動を行い，英語の音声や語彙，表現などの知識を，五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。
イ　これまでに学習した外国語活動との関連に留意して，指導計画を適切に作成すること。
ウ　外国語科を設ける場合は，生徒の障害の状態や実態に応じて，指導目標を適切に定め，３年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすること。また，高等部における指導との接続に配慮すること。
エ　指導内容や活動については，生徒の興味や関心，経験などに合ったものとし，国語科や音楽科，美術科などの他教科等で生徒が学習したことを活用するなどの工夫により，指導の効果を高めるようにすること。
オ　学級担任の教師又は外国語を担当する教師が指導計画を作成し，授業を実施するに当たっては，ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等，指導体制等の充実を図るとともに，指導方法を工夫すること。
カ　外国語を通して他者とコミュニケーションを図ることの必要性や楽しさを味わうことができるよう工夫すること。
(3) ２の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
ア　言語材料については，生徒に身近でなじみのある簡単なものから扱うようにするとともに，語，連語及び慣用表現については活用頻度の高いものを用い，必要に応じて繰り返し活用しながら体験的な理解を図るようにすること。
イ　２の内容のうち，主として言語や文化に関する内容の指導については，言語活動との関連を図るようにすること。その際，日本語と外国語との違いに生徒が気付くなど体験的な理解を図ることとし，指導内容が必要以上に細部にわたったり，形式的になったりしないようにすること。
ウ　生徒の実態や教材の内容などに応じて，情報機器等を有効に活用し適切な言語材料を十分に提供できるようにすること。

第２　指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い
指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱いについては，第２章第１節第２款第２において特に示している事項に準ずるものとする。